

乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議実施要綱

（目的）

第1条 乙川リバーフロント地区の **QURUWA** 戦略における市の公共事業等に関するもの又は公共空間を利活用する民間事業について、公民連携及び都市デザイン（空間・視覚的な関係を軸に、都市全体を個性的で美しく人間的なものにするための手法）の観点から専門的な検討を行うため、乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議（以下「会議」という。）を実施する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項について議論し意見する。

- (1) 公民連携まちづくりの仕組みづくりに関する事項
- (2) 計画区域の公共空間（公園、河川、施設、道路、サインなど）及び民間空間における都市デザインの調整に関する事項
- (3) **QURUWA** プロジェクトへの提案、助言、評価等に関する事項
- (4) その他都市デザインの推進に当たり必要な事項
- (5) 乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン公民連携調整会議、**QURUWA** タスクフォースから乙川リバーフロント推進会議への提案に関する事項

（組織）

第3条 会議のメンバーは、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 乙川リバーフロント地区まちづくりデザインアドバイザー
- (2) 総合計画担当の課長及び担当者
- (3) リノベーションまちづくり担当の課長及び担当者
- (4) 観光まちづくり担当の課長及び担当者
- (5) 歴史まちづくり担当の課長及び担当者
- (6) かわまちづくり担当の課長及び担当者

（座長）

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、前条第1号に規定の乙川リバーフロント地区まちづくりデザインアドバイザーから選出する。
- 3 座長は、メンバーが活発に意見交換を行えるように進行役を務める。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて事務局が随時招集する。

2 第3条第1号に規定の乙川リバーフロント地区まちづくりデザインアドバイザーの過半数が必要と認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 第3条第1号に規定の乙川リバーフロント地区まちづくりデザインアドバイザーの過半数が必要と認めるときは、会議を公開とすることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、都市整備部乙川リバーフロント推進課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が定める。

附則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議メンバー

平成 30 年 7 月 18 日現在

区分	所属等	氏名
乙川リバーフロント 地区まちづくりデザ インアドバイザー	株式会社アフタヌーン ソサエティ代表取締役	清水 義次
	東京藝術大学准教授	藤村 龍至
	株式会社ワークビジョンズ	西村 浩
	有限会社ハートビートプラン 代表取締役	泉 英明
総合計画担当の課長 及び担当者	総合政策部企画課長	永田 優
	総合政策部企画課企画係長	鈴木 昌幸
リノベーションまち づくり担当の課長及 び担当者	経済振興部商工労政課長	植山 論
	経済振興部商工労政課にぎわい創 生係長	天野 正徳
観光まちづくり担当 の課長及び担当者	経済振興部観光推進課長	高橋 広
	経済振興部観光推進課 観光戦略係長	大澤 一実
歴史まちづくり担当 の課長及び担当者	都市整備部まちづくりデザイン課 長	杉山 弘朗
	都市整備部まちづくりデザイン課 歴史まちづくり係長	木下 政樹
かわまちづくり担当 の課長及び担当者	都市整備部乙川リバーフロント推 進課長	香村 尚将
	都市整備部乙川リバーフロント推 進課企画調整係長	鈴木 亨一郎